平成２１年（フ）第６３４３号
大阪府八尾市高安町南６丁目２番地
債務者　吉村　糸恵
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９４０号
大阪市住吉区長居西１丁目13番23―106号
債務者　城本　好乃
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０５７号
大阪市浪速区恵美須西３丁目４番22―405号
債務者　植村　　聡
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１５６号
大阪市西区千代崎２丁目22番22号　ゆたかビル101
債務者　寺田　忠義
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１６４号
大阪市東住吉区桑津１丁目10番９―802号
債務者　松藤　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２０２号
大阪市鶴見区緑１丁目18番15号　216
債務者　北村志穂美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２２２号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田２丁目３番20号　プランドール照ヶ丘403号
債務者　笹井　年美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２４８号
大阪市大正区南恩加島６丁目16番22号
債務者　宮下　美雪
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２５４号
大阪府大東市深野５丁目６番10号
債務者　吉田　貴子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２６５号
大阪府池田市満寿美町９番３―Ａ―103号
債務者　永瀬　純子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２７１号
大阪府吹田市江坂町２丁目32番９号
債務者　上江州美津子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３０７号
大阪府東大阪市喜里川町16番３号
債務者　朝田　清行
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３１３号
大阪市住吉区杉本１丁目２番１―607号
債務者　佐々木孝典
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３１４号
大阪府豊中市上津島２丁目19番18―303号
債務者　本多　志織（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３１９号
大阪市住吉区長居西１丁目12番28号　コーポイン長居Ａ棟206号室
債務者　石田　法孝
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３２３号
大阪府吹田市山田西２丁目15番４―403号
債務者　吉田　　寛
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３２４号
大阪府吹田市山田西２丁目15番４―403号
債務者　吉田紀代美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３３５号
大阪市港区市岡１丁目21番38号　ハーバーゴールド１階
債務者　山崎　恭子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部